

となります。

◇掛金の一部を国が助成します。
◇掛金は事業主負担となりますが、法人では損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

◇事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

●お問い合わせ先

建設業退職金共済事業北海道支部
☎ 011・261・6186

ホームページ「建退共」に、退職金の試算、パンフレット請求等、建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧下さい。

▼アドレス

<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

2009年1月、上場会社の株券が電子化されます！

◇株券電子化により、上場会社の株券は無効となり、株主の権利は証券会社などの金融機関の口座で電子的に管理されます。

◇お手元の株券が本人名義になっていない場合は、電子化により株主としての権利を失うおそれがありますので、注意が必要です。ご自宅のタンスや貸金庫で長期間保管されている株券の中には、名義書換や転居の際の住所変更などが済んでいないものもあると考えられますので、この機会にご確認されることをお勧めします。

◇株券電子化により、株式の管理や取引がより効率的に、より安全に行なえるようになります。

●お問い合わせ先

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター
☎ 03・3667・4500

平成20年分の路線価図等の公開日について

相続税・贈与税の土地などの評価に用いる平成20年分の路線価図等の閲覧は7月1日(火)からを予定しています。

また、路線価図等は、ご自宅などでインターネットにより閲覧できます。

▼国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

◇全国の国税局・税務署でパソコンにより閲覧できます。

・国税局・税務署では、IT化・ペーパーレス化を進めており、本年からは路線価図等(冊子)は備え付けませんのでご理解願います。

7月は「不正軽油防止強化月間」です

不正軽油を

「売らない」

「買わない」

「使わない」

不正軽油とは、軽油引取税を脱税するために、軽油に灯油や重油を混ぜたものや重油に薬品を混ぜて脱色したものなどをいいます。

不正軽油は、排気ガス中のPM(粒子状物質)やNOx(窒素酸化物)を増加させる原因となり、さらに不正軽油の製造過程で排出される硫酸ピッチの不法投棄は、環境破壊や付近住民の健康被害が懸念されるなど社会問題となっています。

不正軽油ストップ 110番

電話 080-8002-110 (フリーアクセス)
FAX 011-232-3798

E-mail

somu.zeimu1@pref.hokkaido.lg.jp

▼次のような情報をお寄せ下さい

◇灯油や重油をトラックなどの燃料に使っているようだ。

◇不審な施設(場所)にタンクローリーが出入りしている。

◇著しく安い価格の軽油を売り込んでいる業者がいる。

●ご相談・お問い合わせ先

日高支庁地域振興部税務課

☎ 0146・22・9062

ひだか弁護士 相談センター

初回相談無料

●受付時間

午前10時～午後4時

●お問い合わせ先

ひだか弁護士相談センター

☎ 42・8373

6月

17日(火)

18日(水)

26日(木)

27日(金)

7月

7日(月)

8日(火)

ご寄付ありがとうございました <敬称略>

町へ

●特別養護老人ホーム「恵寿荘」に役立ててと

☆高橋 満郎 (大根64kg、にら3.8kg)

☆葛野乃婦子 (古布1箱)

☆高橋 幸広 (たらの芽2kg)

☆豊澤 康雄 (ちんげん菜10kg、水菜10kg)

●デイサービスセンターに役立ててと

☆紺野キクノ (20,000円)

新冠町社会福祉協議会へ

▼香典返しに代えて

☆紺野キクノ (20,000円)

ひだかひまわり基金 法律事務所

弁護士 成田 史郎 (札幌弁護士会所属)

金銭・不動産などの民事一般、交通事故、多重債務、相続・離婚、軽種馬取引など

借金、交通事故については、初回相談無料です。

☎ (0146) 43-1206

日高郡新ひだか町静内御幸町 3-1-78-2 (ウェリントンホテル向かい)

スライダルフラワー ★スタンド花 ★アレンジメント

フラワーつつみ

TEL 0146-47-4878

FAX 0146-47-4879

新冠町字東町 19-18

「手づくり工房ミルト」 オンラインショップOPEN!

インターネットを通じて気軽にお買物が出来るようになりました。

手づくりのスイーツや木工製品その他、温もりのある手づくり商品を取り揃えております。

是非ご利用下さい。

[URL]

<http://www.tezukurikobo.jp>

お知らせ

information

新冠町職員の募集について

下記のとおり新冠町職員を募集いたします。

▼採用職種及び採用人員

薬剤師 1名

▼採用予定日

平成20年9月1日

▼応募資格

- ①年齢不問
- ②大学卒以上の学歴で、薬剤師の資格を有する方
- ③採用後は町内に居住するか又は近隣町から通勤可能な方

▼応募要領

次の期日までに必要書類を総務企画課総務グループへ提出して下さい。

▽必要書類

履歴書(自筆・上半身写真貼付)・卒業証明書・健康診断書・資格証明書

▽提出期限

7月11日(金)午後5時まで

▼試験日

7月16日(水)午前10時

▼試験会場

新冠町役場

▼試験種目

面接試験

▼勤務条件

新冠町職員の給与に関する条例の規定による

●お問い合わせ先

総務企画課総務グループ

☎ 47・2497 (直通)

児童手当現況届 提出は6月中に!

現在児童手当を受けているすべての方(小学校6年生までのお子様がいる方)は、毎年6月中に「

児童手当現況届」を提出しなければなりません。

この届出は、毎年6月1日現在における状況を記載し、児童手当を引続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

▼現況届に必要な書類

(現在受給中の方は、役場から用紙が届きます。)

現況届、年金加入証明書(サラリーマンの場合)、前住所地の市区町村の発行する児童手当所得証明書(平成20年1月1日現在新冠町に住所がなかった方)

▼ご注意

現況届の提出が無い場合、6月分以降の手当は、届出が提出されるまで支給されません。

また、所得制限該当で、支給されていない方は、今年度要件が変わっている場合があります。再度認定請求する必要があります。

●お問い合わせ先

町民福祉課住民福祉グループ

☎ 47・2112 (直通)

死んだ野鳥を見つけても 素手で触らないで下さい

根室支庁管内野付半島で収容されたオオハクチョウの死亡個体を検査したところ、鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認されました。衰弱したり、死亡した野鳥を見つけたときは、次の事項に注意してください。

▼注意事項

○死んでいたり、衰弱している野鳥を見つけた場合は、素手で触らないようにしましょう。

○鳥の排泄物等に触れた後は、手洗いとうがいをしましょう。

○水辺等に立ち寄って、糞を踏んだ場合は、念のために靴底をあらいましょう。

▼お願い

○野鳥が死んでいるのを見つけたら、最寄りの支庁環境生活課までご連絡ください。

○不安な場合には、支庁、市町村、獣医師、家畜保健衛生所又は保健所にご相談ください。

●お問い合わせ先

日高支庁環境生活課

☎ 0146・22・9254

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。

日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いいたします。

狩猟免許試験のお知らせ

平成20年度の狩猟免許試験が下記のとおり実施されますのでお知らせいたします。

▼試験日時

8月10日(日) 9時~17時

▼試験会場

日高合同庁舎 4階 講堂

▼申請書受付期間

7月10日(木)~7月24日(木)

(郵送の場合は、7月25日(金)

までに到着したものに限り受け付けます。)

●お問い合わせ先

日高支庁環境生活課自然環境係

☎ 0146・22・9254

知っていますか? 建退共制度

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方々は、現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主:建設業を営む方

対象となる方:建設業の現場で働く人

掛金:日額310円

▼特徴

◇国の制度なので安全、確実、申込み手続は簡単です。

◇経営事項審査で加点評価の対象